令和7年度
三沢市結婚新生活支援金

次の条件をすべて満たす夫婦が対象

・婚姻日時点で夫婦ともに39歳以下
・婚姻届提出時に三沢市に住民登録
・婚姻後も三沢市に居住予定
・申請日時点で同一世帯
・夫婦の令和6年合計所得が500万円未満
・市区町村税や公共料金に滞納がない

～令和7年1月1日から令和8年3月31日の間に

結婚したご夫婦へ～

令和7年4月1日から
令和8年3月31日までに支払った
家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料、引越費用、リフォーム費用などに対し
夫婦ともに39歳以下 **最大30万円**支援
（夫婦ともに29歳以下 **最大60万円**）

申請期間
令和7年6月10日から
令和8年3月17日まで

※申請をお考えの場合は、事前にお問い合わせください。

お問合せ
三沢市政策調整課
企画戦略係（市役所本館2階）
TEL 0176−53−5111（内線533・531）

申請書類など詳細は
市ウェブサイトをご覧ください。
このQRコードからアクセス→